

事 務 連 絡  
平成 27 年 6 月 5 日

一般社団法人生命保険協会 御中

厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課長

### 確定給付企業年金における個人情報等を含む重要情報の適正管理について

今般、厚生労働省が所管する関連機関において発生した大量の個人情報流出事案を受け、「第3回サイバーセキュリティー対策推進会議（平成27年6月1日）」が臨時で開催され、個人情報を含む重要情報の適正管理について徹底するよう指示がありました。

各企業年金基金及び確定給付企業年金の事業主におかれましては、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号）、「確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について」（平成14年3月29日年企発第0329003号・年運発第0329002号）、「企業年金等に関する個人情報の取扱いについて」（平成16年10月1日年発第1001002号）に基づいて、個人データ管理責任者を選任するなどし、個人情報等の適正な管理に努めていただいているところです。

個人情報等の重要情報の流出は、国民の信頼を失うことになるとともに、安全・安心が揺るぎかねない事態であることから、改めて、上記法令等を遵守していただくとともに、今般の事象原因である不審な電子メールを受信した際のリスク管理（添付ファイルやURLをクリックしない等）等について、同様の事案が発生しないよう、貴社が受託している企業年金基金及び確定給付企業年金の事業主に対して、個人情報等の適切な管理・取扱いを徹底していただきますよう周知願います。